

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人 物質・材料研究機構 )

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成20年度研究職個人業績評価の実施に係るプログラム改修	契約担当役 独立行政法人物質・材料研究機構 総務部参事役 真明 俊宏 茨城県つくば市千現1-2-1	平成20年11月11日	三菱スペース・ソフトウェア株式会社営業本部第三営業部 茨城県つくば市竹園1-6-1	本業務は、当該契約相手方が開発したプログラムを改修するものである。したがって、本プログラムの著作権を有する当該相手方以外に履行できる相手方が存在せず、会計規程第31条第2項第1号に該当するため。	-	1,701,000円	-	-	排他的権利(著作権)により、契約の相手方が特定されるものであるため。	その他	
加圧式ESR窒素加操業と試験(30)	契約担当役 独立行政法人物質・材料研究機構 総務部参事役 真明 俊宏 茨城県つくば市千現1-2-1	平成20年12月19日	株式会社コベルコ科研東京支店 東京都品川区北品川5-9-12	本業務は、当該契約相手方と共同で開発した装置を用いて行うものであり、当該装置の特許を有していることから、他に履行可能な相手方が存在せず、会計規程第31条第2項第1号に該当するため。	-	2,751,000円	-	-	排他的権利(著作権)により、契約の相手方が特定されるものであるため。	その他	
加圧式ESR窒素加操業と試験(32)	契約担当役 独立行政法人物質・材料研究機構 総務部参事役 真明 俊宏 茨城県つくば市千現1-2-1	平成21年1月28日	株式会社コベルコ科研東京支店 東京都品川区北品川5-9-12	本業務は、当該契約相手方と共同で開発した装置を用いて行うものであり、当該装置の特許を有していることから、他に履行可能な相手方が存在せず、会計規程第31条第2項第1号に該当するため。	-	1,399,650円	-	-	排他的権利(著作権)により、契約の相手方が特定されるものであるため。	その他	
加圧式ESR窒素加操業と試験(31)	契約担当役 独立行政法人物質・材料研究機構 総務部参事役 真明 俊宏 茨城県つくば市千現1-2-1	平成21年2月6日	株式会社コベルコ科研東京支店 東京都品川区北品川5-9-12	本業務は、当該契約相手方と共同で開発した装置を用いて行うものであり、当該装置の特許を有していることから、他に履行可能な相手方が存在せず、会計規程第31条第2項第1号に該当するため。	4,001,550円	4,001,550円	100.0%	-	排他的権利(著作権)により、契約の相手方が特定されるものであるため。	その他	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令